

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年4月1日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年4月1日

厚生労働大臣 塩崎 恭久
経済産業大臣 宮沢 洋一

記

1. 制定された日本工業規格

音声に近い試験信号による補聴器の信号処理特性の測定方法	C 5 5 1 6
医用電気機器－第2－66部：補聴器及び補聴器システムの基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T 0 6 0 1－2－6 6

2. 改正された日本工業規格

補聴器	C 5 5 1 2
医用電気機器－第1－3部：基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項－副通則：診断用X線装置における放射線防護	T 0 6 0 1－1－3
医用電気機器－第2－10部：神経及び筋刺激装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T 0 6 0 1－2－1 0
医用電気機器－第2－208部：電位治療器の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T 0 6 0 1－2－2 0 8
医用電気機器－第2－3部：超短波療法機器の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T 0 6 0 1－2－3
医用電気機器－第2－5部：超音波物理療法機器の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T 0 6 0 1－2－5
医用電気機器－第2－6部：マイクロ波治療器の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T 0 6 0 1－2－6
医用電気機器－第2－1部：1MeV～50MeVの電子加速装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Z 4 7 0 5
診断用X線映像装置－汎用及び乳房用散乱線除去グリッドの特性	Z 4 9 1 0
X線CT装置用ファントム	Z 4 9 2 3

(内容省略)

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬食品局医療機器・再生医療等製品担当参事官室においても閲覧に供する。